

## やまだファンクラブ制度実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、やまだファンクラブ制度の実施に関し必要なことを定めるものです。

### (目的)

第2 やまだファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）とは、山田町に関心を寄せる方々に対し、四季折々の魅力やイベント、観光、物産等の地域情報を広く発信するとともに、町民と共に地域を盛り上げるやまだファンづくりを行うことを目的とします。

### (登録要件)

第3 ファンクラブの入会要件は、次のとおりです。

- (1) 山田町以外に在住する方であること。
- (2) 山田町を応援していただくこと。
- (3) 山田町を愛していただくこと。

### (会員)

第4 会員とは、ファンクラブの目的に賛同し、入会手続を完了された方をいいます。

### (入会手続)

第5 ファンクラブに入会していただける方は、やまだファンクラブ入会申込書（様式第1号）を町長に提出していただきます。

2 ファンクラブへの入会承認は、やまだファンクラブ会員証の送付をもって代えさせていただきます。

3 会員の情報は、やまだファンクラブ会員台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に登録されます。

### (入会金及び会費)

第6 ファンクラブの入会金及び会費は、無料とします。

### (会員の役割)

第7 ファンクラブの会員には、次のことをお願いします。

- (1) 山田町への愛着を更に深めていただくこと。
- (2) 山田町を応援する活動を継続していただくこと。

(3) 制度の継続及び拡大に力をお貸しいただくこと。

(4) その他山田町の魅力向上に力をお貸しいただくこと。

(事業)

第8 ファンクラブは、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物産品等の提供、サービスの設定等その他必要な事業を行うこととします。

(事務局)

第9 ファンクラブの事務局は、山田町政策企画課内に置きます。

(禁止行為)

第10 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害のおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為

(3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(個人情報保護)

第11 事務局は、台帳に記載された個人情報をファンクラブの運営上必要な場合以外の目的で利用し、又は第三者に提供はいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(損害賠償)

第12 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほかに必要なことは、別に定めることとします。